

平成29年度

第1回

八雲町地域包括支援センター運営協議会



日 時：平成29年7月14日（金） 午後1時30分

場 所：八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ第1・2会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 報告事項

- | | | |
|------------------|------|----|
| ① 平成28年度事業報告について | ・・・P | 1 |
| ② 平成28年度決算報告について | ・・・P | 8 |
| ③ 平成29年度事業計画について | ・・・P | 10 |
| ④ 平成29年度収支予算について | ・・・P | 14 |

(2) 協議事項

- | | | |
|-----------------------------------|------|----|
| ① 八雲町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正について | ・・・P | 17 |
|-----------------------------------|------|----|

(3) その他

4 閉 会

(1) 報告事項

① 平成28年度 地域包括支援センター事業報告について

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

○二次予防事業対象者（特定高齢者）の把握

介護認定を受けていない高齢者を対象に、基本チェックリストの実施等生活機能に関する状態の把握や、訪問活動を担う保健師等との連携、主治医との連携等により、要支援・要介護状態となる可能性の高い高齢者を把握する。

| | 八雲地域 | 熊石地域 | 合計 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 高齢者人口（29年3月時点） | 4,323 | 1,189 | 5,512 |
| 基本チェックリスト実施数 | 60 | 44 | 104 |
| 実施率（%） | 1.4% | 3.7% | 1.9% |
| 二次予防事業対象者決定数（新規数） | 26 | 5 | 31 |
| 対象者数（29年3月時点） | 59 | 23 | 82 |
| 対象者の発生率 | 1.4% | 1.9% | 1.5% |

○介護予防ケアマネジメントの実施

二次予防事業対象者と判定された方のうち、通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業への参加を希望する者に対する介護予防ケアマネジメントを実施。

| | 八雲地域 | 熊石地域 | 合計 |
|-----------------|------|------|----|
| 介護予防事業参加者数（通所型） | 40 | 12 | 52 |
| 介護予防事業参加者数（訪問型） | 7 | 4 | 11 |
| 参加者数合計 | 47 | 16 | 63 |
| 予防給付・介護給付変更件数 | 5 | 1 | 6 |

○二次予防事業（通所型介護予防事業）の実施

・地区介護予防教室（しゃきっと会）【八雲地域】

熱田地区、大新地区（フォローアップ）で、健脚度検査、体操、脳力アップゲーム、調理実習、絵手紙、ミニオリンピック、口腔ケアなどを実施した。

| 地区 | 回数 | 実人数 | 延人数 |
|------|----|-----|------|
| 熱田地区 | 8回 | 18名 | 101名 |
| 大新地区 | 5回 | 6名 | 60名 |

・認知症予防教室ふまねっと【熊石地域】

認知機能改善8週間プログラムを活用し、二次予防対象者と物忘れが気になる方を対象に実施した。引き続き事後教室を実施していく。

| 回数 | 実人数 | 延人数 |
|----|-----|-----|
| 6回 | 11人 | 35人 |

・筋力アップ教室【熊石地域】

足腰の筋力の維持・向上を目的に、体力測定、理学療法士の個別指導、運動実施

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|------|
| 回数 | 9回 | 実人数 | 29人 | 延人数 | 128人 |
|----|----|-----|-----|-----|------|

○一次予防事業

・お達者ピンピンクラブ【熊石地域】

高齢者の生きがい作りと閉じこもり予防を目的に、町内4カ所の集会所において
回想療法・口腔ケア・転倒予防のための体操・創作活動や調理実習等を実施した。

| | | | | | | |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|------|
| 町内4カ所 | 回数 | 30回 | 実人数 | 70人 | 延人数 | 372人 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|------|

・高齢者栄養改善教室【熊石地域】

食事会や栄養講話を実施し低栄養状態を予防・改善し介護予防を図る。

| | | |
|-------|-----|-----|
| 町内4カ所 | 実人数 | 32人 |
|-------|-----|-----|

・元気塾【熊石地域】

グループホームすまいる熊石（鮎川地区）の多目的ホールを会場に、共同住宅入居者や地区住民を対象に月1回介護予防の内容で実施した。

八雲総合病院の作業療法士の指導を中心に「転倒予防」、「首肩すっきり鍛えよう」
「上手に付き合う膝痛・腰痛」、「ふまねっと運動」、「認知症予防」「体力測定」「大人
のラジオ体操」、「肺炎予防」、「バランスの低下は危険サイン」を実施した。

| | | | | | | |
|------|----|-----|-----|-----|-----|------|
| 鮎川地区 | 回数 | 12回 | 実人数 | 32人 | 延人数 | 149人 |
| 豊岩地区 | 回数 | 6回 | 実人数 | 11人 | 延人数 | 55人 |

・介護予防普及啓発

町内会サロンや老人クラブ等において介護予防についての講話や体操など実技指導を実施した

【八雲地域】 3回 【熊石地域】 3回

(2) 総合相談・権利擁護事業

高齢者が自らの権利を守り、尊厳ある自立した生活が送れるよう、様々な相談を受け適切なサービスや制度につなげた。

○相談者別件数

| | 八雲地域 | 熊石地域 |
|-----------|------|------|
| 本人 | 28 | 5 |
| 家族・親族 | 53 | 40 |
| サービス事業所職員 | 32 | 6 |
| 議員・行政職員 | 4 | 5 |
| 民生委員等 | 3 | 3 |
| その他 | 7 | 5 |
| 合計 | 127 | 64 |

○相談内容（受付分類） 重複あり

| | 八雲地域 | 熊石地域 |
|-----------------|------|------|
| 介護保険申請 | 24 | 38 |
| 居宅サービスに関わること | 30 | 23 |
| 施設サービスに関わること | 11 | 9 |
| 保健・福祉サービスに関わること | 32 | 5 |
| 実態把握・訪問依頼 | 12 | 6 |
| 福祉用具・住宅改修関係 | 18 | 0 |
| 医療・保健関係 | 18 | 0 |
| その他 | 18 | 2 |
| 合計 | 163 | 83 |

○高齢者虐待への対応

| | 養護者虐待 | 養介護施設虐待 |
|------|-------|---------|
| 通報件数 | 4件 | 0件 |
| 虐待件数 | 3件 | 0件 |

【養護者虐待の内訳】

| | | | |
|----------------|----------|----------|----------|
| 被虐待者性別 | 男性 0名 | 女性 3名 | |
| 虐待者 | 配偶者 2名 | 子ども 1名 | |
| 通報者 | 警察 1名 | 病院 1名 | 友人 1名 |
| 虐待種別 (重複あり) | 身体的虐待 1件 | 心理的虐待 2件 | ネグレクト 0件 |
| | 経済的虐待 0件 | 性的虐待 0件 | |

○はっぴい街なか保健室の実施【八雲地域】

高齢者や障がい者、またはその家族等が健康・安心・元気に暮らすことができるように、身近な場所で健康や介護に関する知識を得て、気軽に相談できるとともに参加者同士が会話を楽しむことができる場を提供する、という目的で26年度より月1回実施した。

【開催場所】 はぴあ八雲（月1回） 落部支所（年2回）

【来所者数】 はぴあ八雲 59名 落部支所 3名

○権利擁護セミナーの開催

成年後見制度の普及啓発を図るため寸劇を実施した。

【開催日】 1月28日（土）

【テーマ】 司法書士による遺言と成年後見制度

【講師】 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート函館支部会員

【参加者数】 84名

○サービス未利用者の訪問【八雲地域】

介護保険更新申請のタイミングで訪問し、制度の説明、サービスの利用の必要がないかなどのアセスメントを実施した。（70名）

○町出前説明会での説明

町内会からの依頼があり、「高齢者の権利を守る制度」というテーマで説明を行った。

【八雲地域】 1回

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者や障害者が自らの権利を守り、尊厳ある自立した生活を送るためには、医療機関とサービス事業者、在宅と施設など様々な機関、職種との連携が欠かせない。これらの連携を図り、高齢者の状況や変化に応じて継続的に対応できるケアマネジメント体制の構築を図る。

○介護支援専門員等からの相談【八雲地域】

相談件数 2件

相談内容 困難ケースのサービス調整、退院時調整など

○ケアマネジャー連絡会の開催【八雲地域】

八雲地域のケアマネジャーの連携を図るため、毎月1回実施した。

○生活行為訪問【熊石地域】

介護支援専門員への専門的な指導・相談として、リハビリ専門職が介護支援専門員と家庭訪問を行い、ケアプランへ反映させている。

具体的な内容としては、自主訓練の指導、ADL方法の指導、補装具等検討、家屋評価及び整備の検討、家族指導、認知症対応等を行っている。

○地域ケア会議

【八雲地域】5回開催 【熊石地域】12回開催

両地域ともに事例検討や情報交換を開催したほか、八雲地域では、口腔ケアをテーマに意見交換会を実施した。

○民生委員協議会との連携（ブロック活動への参加等）

| ブロック | 日時 | テーマ |
|-------|--------|----------------------|
| 定例会 | 2月16日 | 地域の高齢者を支える介護サービスについて |
| 4ブロック | 11月22日 | 八雲町内の高齢者社会資源について |
| 5ブロック | 5月25日 | SOSネットワークと認知症の方の介護方法 |
| 5ブロック | 11月18日 | 熊石地域における介護予防の取組について |

(4) 介護予防支援事業

要支援認定者への介護予防サービス計画を作成した。なお事業の一部を居宅介護支援事業所に委託し実施している。

○介護予防サービス計画作成者数（給付管理件数）

| | | 実人数 | 延人数 |
|------|----|------|--------|
| 八雲地域 | 包括 | 154名 | 1,413名 |
| | 委託 | 35名 | 356名 |
| 熊石地域 | 包括 | 55名 | 391名 |
| | 委託 | 1名 | 4名 |
| 合計 | | 245名 | 2,164名 |

(5) 認知症対策について

OSOS ネットワーク事業

認知症の高齢者や障がい者が行方不明となったときに、警察による捜索だけでなく、地域の協力機関や協力していただける個人が捜索に協力して、行方不明者を発見・保護するしくみで、今年度事業を開始した。

- ・事前登録者数 【八雲地域】高齢者 2名・障がい者 2名
【熊石地域】高齢者 1名
- ・登録解除者数 【八雲地域】高齢者 1名（死亡による解除）
- ・協力機関数 【八雲地域】43か所 【熊石地域】15か所
- ・捜案件数 2件（高齢者1件、障がい者1件）

○認知症サポーター養成講座

国が推進する「認知症サポーター100万人キャラバン」を八雲町においても実施し「認知症サポーター」を養成した。認知症サポーターとは、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域を作っていくボランティアである。認知症サポーターにはシンボルグッズである「オレンジリング」が授与される。町内にはサポーターを養成するキャラバンメイトが11名おり講座を実施している。

| 地区 | 月日 | 対象者 | 養成数 |
|------|-----------|----------|-----|
| 八雲地域 | 5月24日 | コープさっぽろ | 10名 |
| | 6月21日（2回） | 八雲地域内郵便局 | 23名 |
| | 7月25日 | 八雲警察署 | 17名 |
| | 11月22日 | 熱田地区住民 | 15名 |
| | 1月10日 | 茜学級 | 8名 |
| 熊石地区 | 4月19日 | 西浜町内会 | 18名 |

| | | | |
|----|--------|----------|------|
| | 6月14日 | 熊石地域内郵便局 | 6名 |
| | 11月30日 | 八雲政経交流会 | 8名 |
| | 3月29日 | 熊石総合支所職員 | 14名 |
| 合計 | 10回 | | 119名 |

○認知症カフェの実施【熊石地域】

熊石介護者と共に歩む会が主催し、会員含め43名の参加があった。

○認知症家族の会への協力

- ・八雲町認知症家族の会「リフレッシュクラブ」
総会・役員会 6回、定例事業 6回
- ・熊石介護者と共に歩む会「いがぐりの会」
総会・役員会 4回 定例事業 6回 認知症カフェ 1回

(7) 介護マーク入り名札配布事業

介護者が要介護者の介護を行う際に周囲からの偏見や誤解を受けないよう、介護者に対し介護マーク入り名札を配布した。

【配布枚数】 八雲地域 3枚

(8) 成年後見制度利用支援事業

同居している息子さんからの経済的虐待を受けている方の、財産保護のため、町長申立を行った。

(9) 在宅医療・介護連携事業

地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することができる地域を作るため、在宅医療・介護連携に関する相談支援を行った。

(10) 介護予防活動ボランティア育成事業【熊石地域】

ふまねっと運動を活用した介護予防事業を実施するにあたり、事業に協力してくれるボランティアを育成するため研修会を実施した。

16名の参加が得られ、今後の住民主体の介護予防の取組ができるよう地域住民がサポーターとして活躍できる体制整備が必要。

(11) 地域リハビリテーション活動支援事業【熊石地域】

介護予防の機能強化のために、リハビリテーション専門職の助言・指導を受ける。

- ・生活行為訪問の実施（年6回）
- ・介護予防事業やサロンへの技術支援
- ・地域ケア会議における事例検討会での助言や情報支援（年12回）

(12) その他関係機関の事業への参加、協力

- ふれあいひろば（社協主催）への協力（相談・福祉用具展示）
- 小規模多機能型ホームやすらぎの里・ユニット型厚生園運営推進会議への出席
- グループホームきずな運営推進会議への出席
- 八雲デイサービスセンター運営推進会議への出席
- 熊石デイサービスセンター運営推進会議への出席
- グループホームすまいる熊石運営推進会議への出席
- 道南認知症医療連携協議会への出席
- 法テラス函館地方協議会（八雲ブロック）への出席
- ユーラップ医院友の会出前説明会への参加・説明

② 平成28年度 地域包括支援センター決算報告について

平成28年度 八雲地域包括支援センター 決算

(単位 千円)

3,545

(歳入)

| 科目 | 保険事業勘定 | | | | | | 地域支援事業分 | | | | | | サ-ビス事業勘定 | | |
|-------|-----------------|-----|-----|--------------|-------|------|------------------|-------|-----|--------|--------|-----|-----------|--------|--------|
| | 介護予防ケアマネジメント事業費 | | | 総合相談・権利擁護事業費 | | | 包括的・継続的ケアマネ支援事業費 | | | 小計 | | | 介護予防支援事業費 | | |
| | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 |
| 年度 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国庫支出金 | 24 | 1 | -23 | 2,007 | 2,095 | 88 | 3,251 | 3,329 | 78 | 5,282 | 5,425 | 143 | 0 | 0 | 0 |
| 道支出金 | 12 | 1 | -11 | 1,003 | 1,047 | 44 | 1,625 | 1,664 | 39 | 2,640 | 2,712 | 72 | 0 | 0 | 0 |
| 介護報酬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,304 | 6,196 | 892 |
| 町繰入金 | 27 | 1 | -26 | 2,478 | 2,231 | -247 | 4,014 | 4,466 | 452 | 6,519 | 6,698 | 179 | 6,688 | 5,599 | -1,089 |
| 合計 | 63 | 3 | -60 | 5,488 | 5,373 | -115 | 8,890 | 9,459 | 569 | 14,441 | 14,835 | 394 | 11,992 | 11,795 | -197 |

(歳出)

40,338

| 科目 | 保険事業勘定 | | | | | | 地域支援事業分 | | | | | | サ-ビス事業勘定 | | |
|------------|-----------------|-----|-----|--------------|-------|------|------------------|-------|------|--------|--------|------|-----------|--------|------|
| | 介護予防ケアマネジメント事業費 | | | 総合相談・権利擁護事業費 | | | 包括的・継続的ケアマネ支援事業費 | | | 小計 | | | 介護予防支援事業費 | | |
| | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 |
| 年度 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給料 | 0 | 0 | 0 | 2,573 | 2,572 | -1 | 3,707 | 3,706 | -1 | 6,280 | 6,278 | -2 | 4,722 | 4,722 | 0 |
| 職員手当等 | 0 | 0 | 0 | 1,481 | 1,427 | -54 | 2,729 | 2,535 | -194 | 4,210 | 3,962 | -248 | 2,444 | 2,356 | -88 |
| 共済費 | 0 | 0 | 0 | 1,320 | 1,292 | -28 | 2,041 | 1,971 | -70 | 3,361 | 3,263 | -98 | 2,475 | 2,414 | -61 |
| 報償費 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | -1 | 50 | 20 | -30 | 51 | 20 | -31 | 0 | 0 | 0 |
| 旅費 | 0 | 0 | 0 | 27 | 0 | -27 | 0 | 0 | 0 | 27 | 0 | -27 | 27 | 26 | -1 |
| 需用費 | 53 | 3 | -50 | 31 | 29 | -2 | 199 | 143 | -56 | 283 | 175 | -108 | 27 | 8 | -19 |
| 役務費 | 10 | 0 | -10 | 53 | 53 | 0 | 164 | 163 | -1 | 227 | 216 | -11 | 60 | 60 | 0 |
| 委託料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,593 | 1,565 | -28 |
| 使用料及び賃借料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 640 | 640 | 0 |
| 負担金補助及び交付金 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | -2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | -2 | 4 | 4 | 0 |
| 備品購入費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 63 | 3 | -60 | 5,488 | 5,373 | -115 | 8,890 | 8,538 | -352 | 14,441 | 13,914 | -527 | 11,992 | 11,795 | -197 |

*予算額は補正及び流用後の最終予算額とした。

平成28年度 熊石地域包括支援センター 決算

(歳入)

| 科目 | 地域支援事業分 | | | | | | | | | | | | サービス事業勘定 | | |
|-------|---------|-----|----|-------|---------|------|-----|-----|----|-------|-------|------|-----------|--------|------|
| | 保険事業勘定 | | | | 地域支援事業分 | | | | 小 | | | | 介護予防支援事業費 | | |
| | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 |
| 年度 | 33 | 31 | -2 | 3,463 | 3,564 | 101 | 5 | 5 | 0 | 3,501 | 3,600 | 99 | 0 | 0 | 0 |
| 在庫支出金 | 16 | 15 | -1 | 1,731 | 1,782 | 51 | 2 | 2 | 0 | 1,749 | 1,799 | 50 | 0 | 0 | 0 |
| 道支支出金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,404 | 1,760 | 356 |
| 介護報酬 | 37 | 36 | -1 | 4,325 | 3,794 | -531 | 8 | 8 | 0 | 4,370 | 3,838 | -532 | 8,948 | 8,433 | -515 |
| 町繰入金 | 86 | 82 | -4 | 9,519 | 9,140 | -379 | 15 | 15 | 0 | 9,620 | 9,237 | -383 | 10,352 | 10,193 | -159 |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | |

(単位 千円)

(歳出)

| 科目 | 地域支援事業分 | | | | | | | | | | | | サービス事業勘定 | | |
|------------|---------|-----|----|-------|---------|------|-----|-----|----|-------|-------|------|-----------|--------|------|
| | 保険事業勘定 | | | | 地域支援事業分 | | | | 小 | | | | 介護予防支援事業費 | | |
| | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 | 予算額 | 決算額 | 対比 |
| 年度 | 0 | 0 | 0 | 4,772 | 4,603 | -169 | 0 | 0 | 0 | 4,772 | 4,603 | -169 | 4,665 | 4,664 | -1 |
| 給料 | 0 | 0 | 0 | 2,254 | 2,248 | -6 | 0 | 0 | 0 | 2,254 | 2,248 | -6 | 3,060 | 3,060 | 0 |
| 職員手当等 | 0 | 0 | 0 | 2,488 | 2,285 | -203 | 0 | 0 | 0 | 2,488 | 2,285 | -203 | 2,412 | 2,396 | -16 |
| 共済費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 報償費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 旅費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 29 | 29 | 0 |
| 需用費 | 34 | 30 | -4 | 5 | 4 | -1 | 5 | 5 | 0 | 44 | 39 | -5 | 26 | 22 | -4 |
| 役務費 | 52 | 52 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 | 0 | 62 | 62 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 委託料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 155 | 18 | -137 |
| 使用料及び賃借料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負担金補助及び交付金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 4 | -1 |
| 公課費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 86 | 82 | -4 | 9,519 | 9,140 | -379 | 15 | 15 | 0 | 9,620 | 9,237 | -383 | 10,352 | 10,193 | -159 |

* 予算額は補正後の最終予算額とした。

③ 平成29年度 地域包括支援センター事業計画について

(1) 一般介護予防事業

○介護予防把握事業

- ・介護予防教室や誕生日訪問等の訪問活動を通じて、何らかの支援が必要な方を把握し介護予防事業へつなげる。

○介護予防普及啓発事業

- ・いきいき健康クラブ【八雲地域】

年14回実施

- ・地区介護予防教室（しゃきっと会）【八雲地域】

野田生地区 6月から月1回、8回実施予定

- ・筋力アップ教室【熊石地域】

年10回実施

- ・認知症予防教室ふまねっと【熊石地域】

年6回実施

- ・生活行為訪問【熊石地域】

物忘れがみられたり、足腰が弱くなった高齢者を対象に、八雲総合病院の作業療法士と保健師が訪問し、日常生活行為に焦点を当て介護予防のアプローチをしていく。 年6回実施

- ・お達者ピンピンクラブ【熊石地域】

高齢者の生きがい作りと閉じこもり予防を目的に、町内4カ所の集会所において介護予防教室を開催する。4カ所 各年11回実施予定

- ・高齢者栄養改善教室【熊石地域】

4カ所 各1回

- ・鮎川元気塾・畳岩元気塾【熊石地域】

町内会と協力し住民主体の通い場を作るきっかけとして、身近な地区の会館で集い、介護予防の拠点となるようことを目的として実施する。

鮎川地区 12回 畳岩地区 6回

○住民主体の通いの場の充実

- ・熊石地域サロン活性化講演会の実施

地域サロン活動の継続と活性化にむけて講演会を行い、地域の集いの場作りの促進を図る。 年1回

- ・各地域において、ふまねっと運動やドーモンリハ体操の普及を図り住民が主体的に取り組めるよう体制を整備していく。

(2) 総合相談・権利擁護事業

高齢者が自らの権利を守り、尊厳ある自立した生活が送れるよう、様々な相談を受け適切なサービスや制度につなげる。また虐待の早期発見・防止、消費者被害防止、成年後見制度の活用と住民への制度普及啓発を行う。

○各種相談の受付・対応

○サービス未利用者への訪問【八雲地域】

介護保険の更新申請のタイミングで訪問し、制度の説明、サービス利用の必要がないかなどのアセスメントを行う。

○高齢者虐待への対応

マニュアル等を活用し、適切な対応を行う。

○介護給付対象者のうち住宅改修や福祉用具購入など給付管理対象外サービスのみの利用希望の方への対応

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者や障害者が自らの権利を守り、尊厳ある自立した生活を送るためには、医療機関とサービス事業者、在宅と施設など様々な機関、職種の連携が欠かせない。連携を図り、高齢者の状態に応じ継続的に対応できるケアマネジメント体制の構築を図る。

○介護支援専門員への支援

困難事例の事例検討会の開催、サービス担当者会議への参加等

○地域ケア会議の開催（八雲地域2月1回、熊石地域月1回程度）

○生活行為訪問【熊石地域】

○介護従事者学習支援事業の開催【熊石地域】

八雲総合病院の協力を得ながら、在宅・施設・医療関係者を対象にリハビリ等に関する学習会を計画している。

○ケアマネジャー連絡会の開催【八雲地域】

介護支援専門員の資質向上やネットワーク構築に向け、2月1回開催する。

(4) 介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定者及び事業対象者（基本チェックリスト該当者）への介護予防サービス・支援計画を作成する。なお事業の一部を居宅介護支援事業所に委託して実施する。

| | 八雲地域 | 熊石地域 | 合計 |
|--------------------|------|------|-----|
| 介護予防支援計画作成者数見込（一月） | 115 | 38 | 153 |
| 地域包括支援センター担当分 | 83 | 37 | 120 |
| 居宅介護支援事業所委託分 | 32 | 1 | 33 |

*委託先居宅介護支援事業所数

【八雲地域】3箇所（町内3箇所） 【熊石地域】1箇所（町外）

(5) 認知症対策について

○認知症カフェの実施

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を設置し、認知症の相談支援に應じるほか、認知症の方やその家族、またはこれらの人々を支える立場にある町民が、身近な場所で交流して、介護のことや対応の悩みを語り合う場（認知症カフェ）を開店する。

【八雲地域】毎月第1水曜日、はぴあ八雲にて開店

【熊石地域】年10回開店

○認知症サポーター養成講座の開催

認知症に関する講座を開催し、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する。SOSネットワーク事業の協力関係機関、各町内会や老人クラブを対象に実施するほか、地域や各団体からの要請に応じ開催していく。

○SOSネットワークの構築

協力していただける個人に協力員として、メールアドレスを登録していただき、行方不明発生時に情報を提供するサービスを実施する。また協力関係機関の連絡会議を開催するほか、行方不明となる可能性のある方の事前登録を促すため、啓発を実施する。

○認知症予防教室の実施【熊石地域】

ふまねっと運動を利用した認知機能改善プログラムを開催する。

○認知症に関する啓蒙普及【熊石地域】

熊石地域では、認知症対策が急務であることから認知症について正しい理解を深めるため、各地域・老人クラブにおいて健康教育を実施していく。

○認知症家族の会の支援

八雲町認知症家族の会「リフレッシュクラブ」、熊石介護者と共に歩む会「いがぐりの会」の支援

○認知症初期集中支援推進事業の実施

平成30年3月を目途に事業を実施するため、医師や職員の研修受講を行い、準備を行う。

(6) 介護マーク入り名札配布事業

介護者が要介護者の介護を行う際に周囲から偏見や誤解を受けないよう、介護者に対し、介護マーク入り名札を配布する。

(7) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申立が必要な高齢者に対し、申立人がいない方への町長申立、低所得者への後見人等への報酬助成などを実施する。

(8) 在宅医療・介護連携事業

地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが出来る地域を作るため、関係機関からの相談に対応し、現状の把握、情報共有シートの利用状況等の把握、研修を通じ、他職種連携について学習する機会を作る。

(9) 介護予防活動ボランティア育成事業【熊石地域】

介護予防事業に参加している町内会で参加している方を対象に、ふまねっと運動の講習会を実施する。地域に根ざした介護予防活動を行うにあたって、協力してもらうボランティアを育成するための研修会を開催する。

(10) 地域リハビリテーション活動支援事業【熊石地域】

介護予防の機能強化のため、リハビリテーション専門職の助言支援を受ける。

- ・生活行為訪問の実施
- ・介護予防事業（元気塾）の技術支援
- ・地域ケア会議でのリハビリの観点からの助言・情報支援
- ・介護従事者研修の実施

(11) その他関係機関の事業への参加、協力

- 民生委員協議会第5ブロック連絡会議【熊石地域】
- グループホームすまいる夏祭りでの介護予防セミナー実施
- 道南認知症医療連携協議会への出席
- グループホームきずな運営推進会議への出席
- グループホームすまいる熊石運営推進会議への出席
- 小規模多機能型ホームやすらぎの里、ユニット型厚生園運営推進会議への出席
- 八雲デイサービスセンター運営推進会議への出席
- 熊石デイサービスセンター運営推進会議への出席
- 町内会や民生委員協議会・保健推進委員会との連携、協力

④ 平成29年度 地域包括支援センター収支予算について

平成29年度 八雲地域包括支援センター 予算

(歳入) (単位 千円)

| 科目 | 保険事業勘定 | | | | | | 地域支援事業 | | | | | | | | |
|-------|--------------|-------|-----|------------------|-------|-----|-----------------|------|-----|-----------|------|-----|------------|------|-----|
| | 総合相談・権利擁護事業費 | | | 包括的・継続的ケアマネ支援事業費 | | | 介護予防ケアマネジメント事業費 | | | 一般介護予防事業費 | | | 認知症総合支援事業費 | | |
| | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 |
| 年度 | 2,273 | 2,007 | 266 | 3,675 | 3,251 | 424 | 95 | 24 | 71 | 232 | 0 | 232 | 234 | 0 | 234 |
| 国庫支出金 | 1,136 | 1,003 | 133 | 1,838 | 1,625 | 213 | 47 | 12 | 35 | 116 | 0 | 116 | 117 | 0 | 117 |
| 道支出金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 107 | 0 | 107 | 278 | 0 | 278 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 2,433 | 2,478 | -45 | 3,979 | 4,014 | -35 | 134 | 27 | 107 | 322 | 0 | 322 | 372 | 0 | 372 |
| 町繰入金 | 5,842 | 5,488 | 354 | 9,492 | 8,890 | 602 | 383 | 63 | 320 | 948 | 0 | 948 | 723 | 0 | 723 |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | |

(歳出)

| 科目 | 保険事業勘定 | | | | | | 地域支援事業 | | | | | | | | |
|------------|--------------|-------|-----|------------------|-------|-----|-----------------|------|-----|-----------|------|-----|------------|------|-----|
| | 総合相談・権利擁護事業費 | | | 包括的・継続的ケアマネ支援事業費 | | | 介護予防ケアマネジメント事業費 | | | 一般介護予防事業費 | | | 認知症総合支援事業費 | | |
| | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 |
| 年度 | 2,655 | 2,555 | 100 | 3,843 | 3,702 | 141 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 給料 | 1,732 | 1,481 | 251 | 2,857 | 2,729 | 128 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職員手当等 | 1,446 | 1,338 | 108 | 2,172 | 2,046 | 126 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 共済費 | 0 | 40 | -40 | 50 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 339 | 0 | 339 | 13 | 0 | 13 |
| 報償費 | 0 | 27 | -27 | 134 | 0 | 134 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 479 | 0 | 479 |
| 旅費 | 5 | 31 | -26 | 183 | 199 | -16 | 11 | 53 | -42 | 303 | 0 | 303 | 57 | 0 | 57 |
| 需用費 | 4 | 14 | -10 | 193 | 164 | 29 | 0 | 10 | -10 | 306 | 0 | 306 | 4 | 0 | 4 |
| 役員費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 372 | 0 | 372 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 委託料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 使用料及び賃借料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負担金補助及び交付金 | 0 | 2 | -2 | 60 | 0 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 170 | 0 | 170 |
| 合計 | 5,842 | 5,488 | 354 | 9,492 | 8,890 | 602 | 383 | 63 | 320 | 948 | 0 | 948 | 723 | 0 | 723 |

*平成29年度の地域支援事業財源内訳
 国庫負担金 39%、道費負担金 19.5%、町費負担金 19.5% その他：支払基金交付金・繰入

平成29年度 八雲地域包括支援センター 予算

(歳入) (単位 千円)

| 科目 | サービス事業勘定 | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 29年度 | 28年度 | 対比 |
| 介護報酬 | 5,130 | 5,304 | -174 |
| 町繰入金 | 4,039 | 6,525 | -2,486 |
| 合計 | 9,169 | 11,829 | -2,660 |

(歳出)

| 科目 | サービス事業勘定 | | |
|------------|----------|--------|--------|
| | 29年度 | 28年度 | 対比 |
| 給料 | 3,258 | 4,722 | -1,464 |
| 職員手当等 | 2,007 | 2,444 | -437 |
| 共済費 | 1,750 | 2,475 | -725 |
| 報償費 | 0 | 0 | 0 |
| 旅費 | 0 | 27 | -27 |
| 需用費 | 89 | 27 | 62 |
| 役員費 | 713 | 60 | 653 |
| 委託料 | 1,352 | 1,430 | -78 |
| 使用料及び賃借料 | 0 | 640 | -640 |
| 負担金補助及び交付金 | 0 | 4 | -4 |
| 合計 | 9,169 | 11,829 | -2,660 |

平成29年度 熊石地域包括支援センター 予算

(歳入)

[単位 千円]

| 科目 年度 | 保険事業勘定 | | | | | | 地域支援事業分 | | | | | | サービス事業勘定 | | |
|----------|--------------|-------|------|------------------|------|----|-----------------|------|-----|-----------|------|-----|-----------|--------|------|
| | 総合相談・権利擁護事業費 | | | 包括的・継続的ケアマネ支援事業費 | | | 介護予防ケアマネジメント事業費 | | | 一般介護予防事業費 | | | 介護予防支援事業費 | | |
| | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 |
| 国庫支出金 | 3,749 | 3,463 | 286 | 6 | 5 | 1 | 22 | 33 | -11 | 153 | 0 | 153 | 0 | 0 | 0 |
| 道支支出金 | 1,875 | 1,731 | 144 | 2 | 2 | 0 | 11 | 16 | -5 | 77 | 0 | 77 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 | 0 | 24 | 220 | 0 | 220 | 1,083 | 1,404 | -321 |
| 町繰入金 | 4,066 | 4,325 | -259 | 7 | 8 | -1 | 133 | 37 | 96 | 224 | 0 | 224 | 9,708 | 8,948 | 760 |
| 合計 | 9,690 | 9,519 | 171 | 15 | 15 | 0 | 190 | 86 | 104 | 674 | 0 | 674 | 10,791 | 10,352 | 439 |

(歳出)

| 科目 年度 | 保険事業勘定 | | | | | | 地域支援事業分 | | | | | | サービス事業勘定 | | |
|------------|--------------|-------|-----|------------------|------|----|-----------------|------|-----|-----------|------|-----|-----------|--------|-----|
| | 総合相談・権利擁護事業費 | | | 包括的・継続的ケアマネ支援事業費 | | | 介護予防ケアマネジメント事業費 | | | 一般介護予防事業費 | | | 介護予防支援事業費 | | |
| | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 | 29年度 | 28年度 | 対比 |
| 給料 | 4,772 | 4,772 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,665 | 4,665 | 0 |
| 職員手当等 | 2,379 | 2,254 | 125 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,340 | 2,981 | 359 |
| 共済費 | 2,499 | 2,488 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,661 | 2,491 | 170 |
| 賃金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 28 | 0 | 28 | 0 | 0 | 0 |
| 報酬費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 39 | 0 | 39 | 0 | 0 | 0 |
| 旅費 | 33 | 0 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 29 | -29 |
| 需用費 | 5 | 5 | 0 | 5 | 5 | 0 | 34 | 34 | 0 | 417 | 0 | 417 | 21 | 26 | -5 |
| 役務費 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 | 0 | 52 | 52 | 0 | 143 | 0 | 143 | 0 | 0 | 0 |
| 委託料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 104 | 0 | 104 | 0 | 0 | 0 | 104 | 155 | -51 |
| 備品購入費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 | 0 | 40 | 0 | 0 | 0 |
| 負担金補助及び交付金 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | -5 |
| 公課費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 9,690 | 9,519 | 171 | 15 | 15 | 0 | 190 | 86 | 104 | 674 | 0 | 674 | 10,791 | 10,352 | 439 |

*平成29年度の地域支援事業財源内訳

国庫負担金 39%、道費負担金 19.5%、町費負担金 19.5% その他：支払基金交付金・雑入

(2) 協議事項 八雲町地域包括支援センター運営協議会 設置要綱の一部改正(案)について

八雲町認知症初期集中支援推進事業 (認知症初期集中支援チーム)について

介護保険法の改正により、全市町村に設置が義務付けられた事業で、平成30年4月までに設置することになっています。

●介護保険法第115条の4第2項第6号(認知症総合支援事業)

1. 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」(以下「支援チーム」という。)を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

2. 実施体制

支援チームは、八雲地域包括支援センター、熊石地域包括支援センターの両地域に配置し、チーム員は地域包括支援センター職員のほか、八雲総合病院の精神科医師(認知症サポート医)、医療連携係PSW、リハビリテーション室職員で構成する。

3. 訪問支援対象者

訪問支援対象者は、原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のア、イのいずれかの基準に該当する者とする。

ア 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者

- ①認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- ②継続的な医療サービスを受けていない者
- ③適切な介護サービスに結び付いていない者
- ④介護サービスが中断している者

イ 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

4. 実施内容

・認知症初期集中支援の実施

医療機関への受診が必要な訪問支援対象者への動機付けや継続的な医療サービス利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア、生活環境などの改善などの支援を行う。

医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでとし、概ね最長で6ヶ月とする。

- ①訪問支援対象者の把握
- ②情報収集及び観察・評価
- ③初回訪問
- ④専門医を含めたチーム員会議の開催
- ⑤初期集中支援の実施
- ⑥引継ぎ後のモニタリング
- ⑦支援実施中の情報の共有

5. 認知症初期集中支援チーム検討委員会

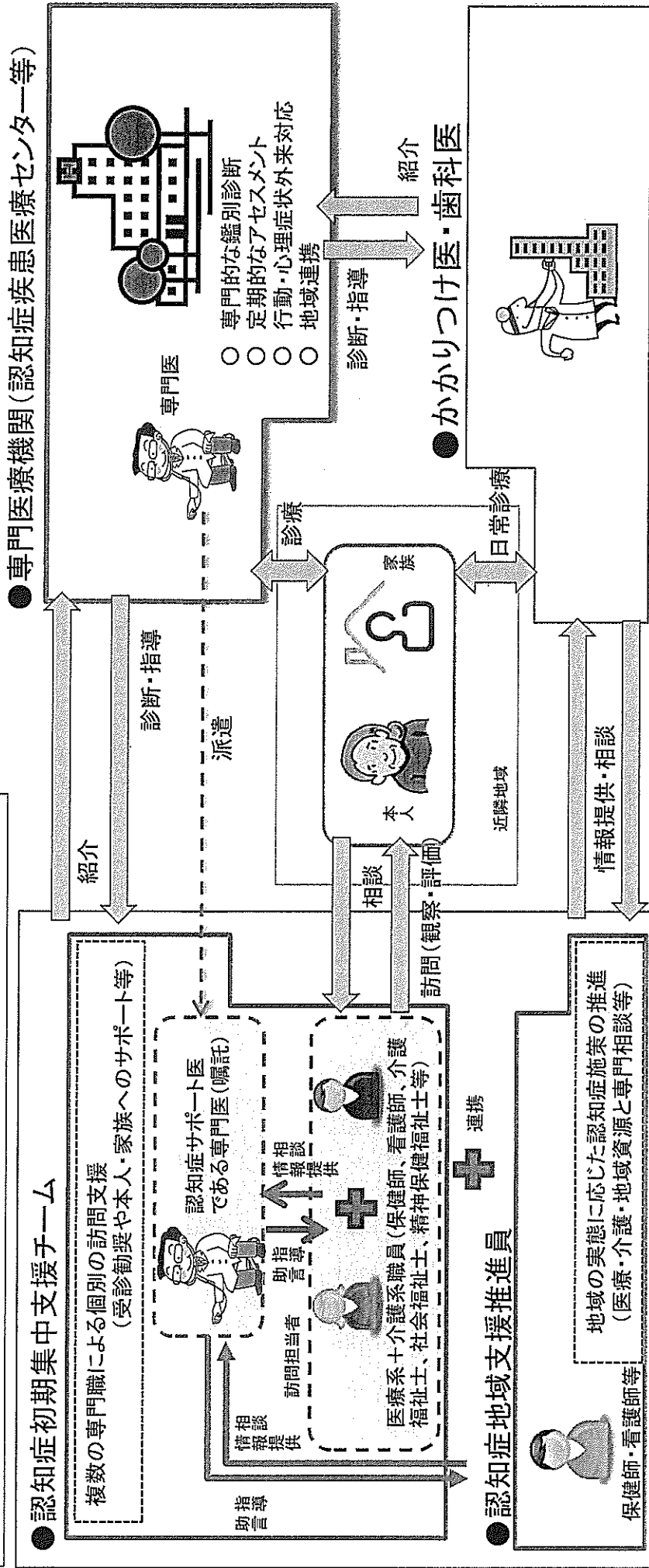
検討委員会は、医療・保健・福祉に携わる関係者から構成されるもので、関係機関・団体と一体的に事業を推進していくための合意が得られる場とする。さらに支援チームと医療関係者との連携を図るため、地域の連携システムの構築を図る。

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

認知症専門医による指導の下(司令塔機能)に早期診断、早期対応に向けて以下の体制を地域包括支援センター等に整備

- 認知症初期集中支援チーム 複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問(アウトリーチ)し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 認知症地域支援推進員 認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の連携支援・相談等を行う。

地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等に設置



認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ

- ① 訪問支援対象者の把握、② 情報収集(本人の生活情報や家族の状況など)、③ 観察・評価(認知機能、生活機能、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子の特徴)、④ 初回訪問時の支援(認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート)、⑤ 専門医を含めたチーム会議の開催(観察・評価内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討)、⑥ 初期集中支援の実施(専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体を整えるケア、生活環境の改善など)、⑦ 引き続きのモニタリング

全国介護保険担当課長会議資料(平成26年7月28日)より抜粋

八雲町地域包括支援センター運営協議会設置要綱新旧対照表

八雲町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

| 現行 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること ア～エ 略</p> <p>(2) センターの行う業務に係る方針に関すること</p> <p>(3) センターの運営に関する事項 ア～イ 略</p> <p>(4) 地域包括ケアに関すること</p> <p>(5) その他、運営協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。</p> <p>附 則 1 略</p> | <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること ア～エ 略</p> <p>(2) センターの行う業務に係る方針に関すること</p> <p>(3) センターの運営に関する事項 ア～イ 略</p> <p>(4) 地域包括ケアに関すること</p> <p>(5) <u>認知症初期集中支援事業に関すること</u> <u>認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況の検討を行う。</u></p> <p>(6) その他、運営協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。</p> <p>附 則 1 略</p> <p><u>附 則</u> 1 <u>この要綱は平成29年7月14日から施行する。</u></p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p> | |

八雲町地域包括支援センター運営協議会設置要綱（改正案）

（設 置）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置、運営及び評価等に係る必要な事項を協議し、センターの公正、中立的な運営を図るため、八雲町地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びに法第115条の46に規定する包括的支援事業の実施を委託する法人の選定又は包括的支援事業の実施を委託する法人の変更
 - ウ 包括的支援事業の実施の委託を受けた者による介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の実施
 - エ センターが指定介護予防支援事業者の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定
- (2) センターの行う業務に係る方針に関すること
- (3) センターの運営に関する事項
 - ア 運営協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受けるとする
 - (ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - (ウ) その他運営協議会が必要と認める書類
 - イ 運営協議会は、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。
- (4) 地域包括ケアに関すること
地域における介護保険以外のサービス等の連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項
- (5) 認知症初期集中支援事業に関すること
認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況の検討を行う。
- (6) その他、運営協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

（組 織）

第3条 運営協議会の委員は、23人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱した者をもって構成する。

- (1) 介護保険のサービス事業者並びに保健、医療、福祉に係る機関及び団体の関係者

- (2) 介護保険の被保険者及び利用者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保する観点から必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、任期満了となっても後任者が決定するまでは、その職務を行なう。

(役員)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員からの委任による代理出席は、本人出席とみなすものとする。

3 会議において、第2条第1号に規定するセンターの設置等に関する事項の審議を行う際に、委員が当該センターの設置者（設置希望者を含む。）である法人又は団体に属する委員は、当該事項の審議から除くものとする。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年11月2日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、平成18年度に委嘱した委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

